

平成 30 年 11 月

滋賀県内に対象の建物を所有されているみなさまへ

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長
(公 印 省 略)

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃から、本県の環境行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している照明器具の安定器（電灯のち
らつきを防止する装置）は、平成33年（2021年）3月31日までに全て廃棄処分するこ
とと法律で定められています。このため、PCB使用器具を設置または保管されてい
る可能性のある、昭和52年3月以前に建築された建物の所有者様を対象に調査をお願
いするものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解の上、必ず御回答をお願い
いたします。なお、過去に実施しました調査にて御回答をいただいている方につきま
しても、大変申し訳ございませんが、当調査票にも御回答いただきますよう、御協力
をお願いいたします。

【回答方法】

調査票に必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、
平成 30 年 12 月 21 日（金）までに投函してください。

- 使用中の照明設備は感電等のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者
や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に
相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等で調査内容を確認できる場合は、それ
をもとに調査票に御記入ください。

※PCB使用器具を保管されている場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に
関する特別措置法に基づき、毎年、保管状況について管轄の自治体へ届出をすることが義
務づけられています。

※上記の処分期間を過ぎてPCB廃棄物を保管等されている場合は、改善命令・罰則の対象とな
る可能性がありますので御注意ください。

【お問い合わせ窓口】

①調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠等）に関する問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課（電話077-528-3473）

（平日9時～17時）

②調査票記入方法、PCBに関する事項等についての問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（環境省委託業務）

問い合わせ窓口専用ダイヤル（電話0120-907-033（全国共通ダイヤル））

（平成30年12月21日まで、平日10時～17時）

